

## 交差性に関する県の施策について

### 1 愛知県人権施策推進審議会（2/12 開催）での委員意見

#### （1）交差する人権課題について

- 交差の組み合わせは多種多様であり、3つ以上の人権課題を抱える方も存在する。
- 交差する人権課題を抱える方は、先入観や思い込みにより、より差別的取り扱いを受けられる可能性がある。
- また、交差する人権ごとに、個別の課題がある。

#### （2）相談窓口について

- 交差する人権課題を抱える方にとって、その解消を図るための相談窓口は複数であり、また、それぞれ独立している。
- 県の関係する相談窓口の連携が必要である。
- また、国や直接住民に接している市町村、NPO や社会福祉法人等の中間支援団体、当事者団体の役割も重要であるため、各機関との連携も必要である。

#### （3）啓発の必要性について

- 行政が現在の人権課題は交差性を有することを認識することが必要。
- 研修・教育・啓発の推進。

### 2 庁内関係課室へのアンケート調査

#### （1）アンケート調査の実施

交差性に関する相談窓口や啓発の状況について庁内関係課室へアンケート調査を実施

##### （アンケート項目）

- ① これまでに、交差する人権課題を抱える方からの相談があったか。  
あった場合、どのような人権課題を抱えた方からの相談であったか。  
相談があった際、どのように対応したか。
- ② 所管する人権課題以外の相談があった場合、他の相談機関（県・国・民間団体等）と連携を図られているか。また、速やかに連絡できる仕組みを整備されているか
- ③ 交差性に関して既に実施している施策及び今後実施予定（可能）な施策はあるか

#### （2）アンケートに対する主な回答結果

##### ○ 相談対応について（アンケート①②）

相談内容により、所管外の人権課題が含まれる相談については、関係機関を案内するなどの対応を行っている課室があるが、連携した対応となっていないものもある。

- ・高齢かつ障害者手帳保持及び生活保護受給者の方から就労（障害者雇用又は一般就労）について相談があり、受託事業者において相談者の相談に対応した。  
【就業促進課】
- ・精神障害があり、生活困窮もある相談者で、日本語でのやりとりが難しい方のケースでは、それぞれの問題に対して担当する機関が異なっていたため、それぞれの機関を案内した。【多文化共生推進室】

##### 一部、庁内での連携体制が構築されている。

- ・障害者雇用対策と高齢者雇用対策を同一グループ内で所管しているため、互いに関連する相談があった場合は速やかに相談できる体制が構築されている。また、国機関（愛知労働局）とも密に情報共有を行っているため、国が所管する事案であった場合も速やかな連携が可能である。【就業促進課】
- ・所管する人権課題以外の相談があった場合に他課等と連携が取れるよう、愛知県教育委員会人権教育行政推進連絡会議を年2回開催し、教育委員会関係機関と連携を図っている。【あいちの学び推進課】
- ・学校から交差する人権課題に関する相談があった場合、保健体育課などの関係課や、スクールロイヤー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど適切な外部人材と繋ぐ仕組みを整備している。【義務教育課】

##### ○ 実施している施策について（アンケート③）

交差性についての施策については、一部研修にて取組が進められている。

- ・令和7年度市町村行政担当者研修会において、複合差別をテーマに市町村職員向け研修を実施する。（女性×部落差別）【男女共同参画推進課】
- ・人権研修会において、愛知県の人権施策についての講演内容に、あいち人権推進プランの施策目標である「交差性」について取り上げている。  
【あいちの学び推進課】【義務教育課】

※交差する人権課題を抱える方への相談体制、施策ともに、以前から実施されていたものがあるものの、大きな広がりにはなっておらず、不十分な対応もあるため、交差性に対するさらなる周知が必要。

### 3 今後の取組について

アンケート調査を踏まえ、以下のとおり取り組む。

#### (1) 2025年度

- 交差性に関する周知を図る。
- 交差性についての認識を深めるとともに、連携、協力の関係づくりを図る。

##### ア 庁内

- 職員向け研修において、交差性についての周知を図る。  
(6月末現在実施状況 11回<sup>\*</sup>) ※人権推進課より講師派遣回数
- 交差性に関する啓発や相談窓口の連携などが以前から実施されていたことを踏まえ、庁内連絡会議にて課題の情報共有を図る。**前倒し**
  - ・交差性に関する啓発が必要である旨を関係課室に周知する。
  - ・相談連絡網の整備等により、連携体制の強化を図る。**追加**

##### イ 市町村及び県民等

- 「交差性」を人権課題のテーマとする講演会等を開催。
  - ・人権条例・基本計画普及啓発事業（9月以降に2回開催予定）  
条例の趣旨を踏まえ、4つの個別課題（インターネットによる人権侵害、外国人、部落差別、性的少数者）のうち、外国人、部落差別をテーマとした人権課題についての取組事例紹介を行った後、交差する人権課題について理解を促進するためのワークショップを実施する。
  - ・人権ユニバーサル事業（2月頃に1回開催予定）  
「性的少数者」と「高齢者」の交差によって生じる課題や対応策等を調査・検討の上、理解を深めるための啓発パンフレットの制作及び啓発セミナーを開催する。

- 市町村及び県民・事業者向け研修において、交差性に関する課題について触れることで、周知に努める。
  - ・市町村人権啓発主管課長会議（5月16日（金））  
「愛知県人権尊重の社会づくり条例」及び「あいち人権推進プラン」の概要及び説明の中で、交差性に係る人権課題について説明。
  - ・市町村男女共同参画行政担当者研修（5月20日（火））  
「女性であること」と「部落出身であること」の交差から見つめなおす、制度の“すきま”と行政の役割について、講義及びグループワークを実施  
※3年に1度実施 2025年度は交差性をテーマとした

- 市町村等からの要請に応じ、研修講師を派遣。研修の中で交差性についての周知を図る。また、そのために研修講師に交差性についてのスキルアップ研修を実施する。

6月末現在実施状況	市町村職員向け	4回	県民向け	1回
	学校向け	1回	事業者向け	1回
	研修講師向け	1回		

#### (2) 2026年度以降

交差性についての認識を深めるとともに、連携、協働の関係づくりを図り、交差する人権課題への対応を行う。

##### ア 庁内

- 職員向け研修において、交差性についての周知を図る。
- 交差性に関する啓発や相談窓口の連携の強化等について全庁を挙げて取り組んでいくため、引き続き庁内連絡会議にて課題の情報共有を図る。
  - ・交差性に関する啓発が必要である旨を関係課室に改めて周知する。
  - ・人権に係る研修やイベント等において、交差性について触れるよう関係課室に促す。**新規**
  - ・交差する人権課題の解消に向けた施策の実施を検討するよう促す。**新規**
  - ・交差する人権課題を抱える方に対応できるよう関係課室との調整を図る。

##### イ 市町村及び県民等

- 県が実施する人権に係る研修やイベント等で交差性を取り上げる。
- 事業者に対して、交差性の概念について継続的に周知を図る。**新規**
- 講師派遣を要請された研修の中で、交差性について周知を図る。
- 法務局などの県以外の関係機関や人権擁護委員会、市町村等との連携強化を図る。
  - ・市町村連絡会議において、県内市町村に対し、交差性に係る人権課題の解消に向け連携、協力を依頼する。**新規**
- 相談に携わる方への研修等により、相談技術の向上を図る。**新規**